

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書 令和 2 年 6 月 2 3 日 愛 知 県 知 事 殿 提出者 住 所 知多郡東浦町大字藤江字柳牛28-1 氏 名 東浦土建株式会社 代表取締役 長坂 勝之 電話番号 0 5 6 2 - 8 3 - 4 1 8 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事 業 場 の 名 称	東浦土建株式会社
事 業 場 の 所 在 地	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1
計 画 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	1,524百万円
③従業員数	37人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	道路工事、河川工事、下水道工事、水道施設工事を含む土木工事の施工、建築工事の施工 ・土木工事 がれき類（コンクリートがら、アスファルトがら）→再生処理業者に委託して、再生砕石及び再生骨材として再資源化。木くず→再生処理業者に委託してチップ（燃料用）として再資源化。 汚泥→分級固化埋立 混合物（管理型・安定型）→中間処理施設にて選別→管理型埋立、安定型埋立 ・建築工事 がれき類（コンクリートがら）→再生処理業者に委託して再生砕石として再資源化。金属くず→再生処理業者に委託して製鋼原料として再資源化。木くず→再生処理業者に委託してチップ（燃料用）として再資源化。ガラスくず及び陶磁器くず（石膏ボード）→再生処理業者に委託して石膏ボード原料等に再資源化。廃プラスチック→中間処理施設にて破碎→再資源化。

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 社 長 ↓ 廃棄物処理統括責任者 環境管理委員会 ↓ 工事部門 ↓ 工事責任者 総務・営業部門			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 環境目標に廃棄物発生量の削減を定め、平成31年4月～令和元年6月までの数量把握をし、令和元年7月～2年3月までに、絶対量の20%減を目標とし3ヶ月ごとに集計を行い分析した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今後も廃棄物の絶対量の削減、リサイクルを推進し、前年、月の20%減を目標とする。 達成手段 ・ 過剰資材の購入の抑制 ・ 分別・保管・破棄の実施		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くず、石膏ボード、金属くずは分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記に加え、紙くずについても分別を実施 ・ 混合廃棄物について作業所条件が可能な限り、仕切りや分別容器を設置して分別に務める		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者から選定する。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、 熱回収業者へ処理委託する。 ・委託先処理評者には定期的に現地確認を実施する。 ・混合廃棄物を極力少なくし、再生利用可能に分別する。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書 添付書類

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(第4面)

[illegible]

(第5面)

[illegible]